

生活保護基準引き下げ問題

無料相談会のお知らせ

昨年8月に生活保護基準が引き下げられました。今後も、今年の4月、来年の4月に同様の引き下げが予定されています。このままだと、全国的生活保護受給者の生活はどんどん苦しくなっていきます。そこで、基準が引き下げられて生活に困っている方、生活保護の受給を考えている方のための無料相談会を実施いたします。

昨年8月の基準引き下げの後、全国で1万世帯以上の方々が都道府県知事に対して「生活保護基準の引き下げはおかしい！」と異議を申し立てました（この異議のことを審査請求といいます）。埼玉県でも370世帯の方々が異議（審査請求）を申し立てました。この異議（審査請求）が認められなかった後も、厚生労働大臣に対して再度の異議申立て（再審査請求）を行っています。

今年の4月に再び生活保護基準が引き下げられた場合は、同じように異議（審査請求）を申し立てることができます。今年の4月は、消費税増税に伴って生活保護基準も引き上げられる関係で、見かけ上生活保護基準の引き下げがなされていないと錯覚するかもしれません。しかし、昨年8月、今年4月、来年4月の3回の引き下げの一環として今年4月も基準の引き下げが行われます。

基準の引き下げによって困っていることや、4月の基準引き下げが行われた時に、「おかしい！」と声を上げて審査請求を申し立てる方法や、生活保護受給のこと、これからの生活保護制度のことなどについて、弁護士、司法書士などの専門家がみなさまの疑問にお答えいたします。相談料は無料です。

※ 当日、同じ場所で、13時から「くらしの最低保障引き下げにNO！—生活保護攻撃と社会保障制度改悪を考える3・21集会—」というタイトルの集会（表面参照）も行われます。お時間のある方は、是非、集会にもご参加ください。

2014年

3月21日（金・祝） 15：45～16：55

【場所】

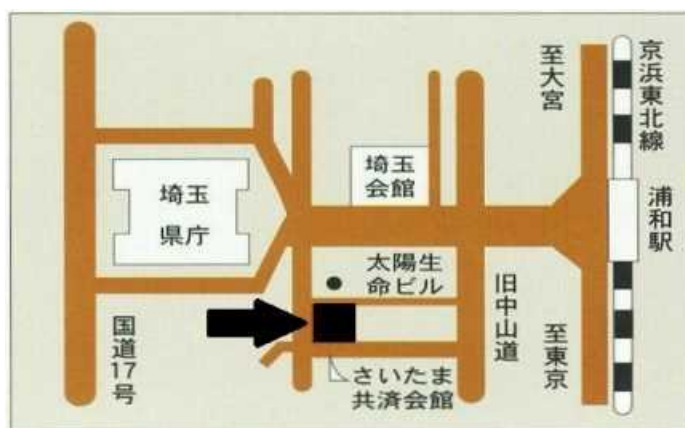
さいたま共済会館

601・602号室

（さいたま市浦和区岸町

7-5-14）

浦和駅西口から徒歩約12分



◆主催：くらしの最低保障を考える3・21集会実行委員会

【お問合せ】埼玉総合法律事務所（古城くこじょう） TEL 048-862-0355 / FAX 048-866-0425